装プ武第１２３２号
令和２年１月２９日
一部改正　装プ武第５０８５号
令和３年３月３１日
一部改正　装プ宇第６５１３号
令和５年４月１０日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置の細部事項について（通知）

標記について、情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（防装庁（事）第１６７号。令和元年９月３０日。以下「事務次官通達」という。）第６項の規定に基づき、事務次官通達第３項第２号の協議要領について、当分の間の取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

１　事務次官通達第３項第２号に基づく協議の時期について
大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、原則として調達要求を行う月の前々月の７日までに、各月ごとに協議対象をとりまとめ、別紙様式により協議し、その結果に従うものとする。
なお、協議の結果については、１ヶ月後を目処に回答される。

２　事務次官通達第３項第２号に基づく協議の対象について
電子計算機システムの整備について（防装通第３８４７号。６．６．２９）が適用される総額が１０億円以上の電子計算機システム以外の情報システムについては、その調達時のみならず、維持や改修等に係る調達要求を行う際にも協議を実施することとする。
なお、協議に関しては、契約を締結する場合において競争に付す見込みの調達を対象とすることとする。
また、当該調達の１件あたりの予算額が１０００万円に満たない場合、又は部隊支

援上緊急を要する場合は、大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、協議を行わないことができる。

３　その他

この通知の運用に当たり疑義が生じた場合には、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）と協議するものとする。

添付書類：別紙様式
配布区分：各部長

別紙様式

発簡番号
発簡年月日

防衛装備庁長官　殿

○○○○○○○

情報システムの仕様書について（協議）

標記について、情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について（防装庁（事）第１６７号。令和元年９月３０日）第３項第２号に基づき、別紙のとおり協議する。

添付書類：別紙

別紙

協議対象の情報システムの契約の概要等について

情報システムの仕様書の確認事項

番号	①情報システム名	②契約の概要及び種類	③契約時期	④予算額（千円）	⑤予算要求時の見積り取得状況	⑥想定される契約方法	⑦調達実績のある仕様書の時点修正版	⑧仕様書の複数部署による確認状況
1	（記入要領） 情報システムの名称を記述する。	契約の概要及び、売買契約、製造請負契約、役務請負契約、賃貸借契約等の別を記述する。	契約の予定時期を記述する。	予算額を記述する。	予算要求に際して、見積りを取得した会社数及び名称（″辞退″の見積もりを除く）を記述する。	想定される契約方法を記述する。	過去の入札において、応札者が複数となった仕様書の時点修正版である場合、その旨記述する。 （過去に調達実績があっても１者応札の場合は「なし」と記述する。）	仕様書作成部署以外で競争性の確保の観点から仕様書を確認したかについて具体的な要領を含め記載する。
2	（記入例２） △△システム	１　契約の概要 　　左記システムの機器借上げ ２　種類 　　賃貸借	令和６年○月	1,200,500	２者 ㈱○○ ㈱△△	一般競争	あり（令和元年の調達において２者応札の実績）	複数部署による確認済 ・△△幕僚監部△△部△△課 ・補給統制本部△△部△△課